4　法第四九条第四項の規定による投票の場合

㈠　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員が第五九条の五の四第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければならないものとした。（第五九条の五の四第三項関係）

㈡　㈠の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申出をした特定国外派遣隊員について第五九条の五の四第五項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申出に係る確認を申請しなければならないものとした。（第五九条の五の四第六項関係）

㈢　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五九条の五の四第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあっては、その者について、住民基本台帳法第三〇条の一〇第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認しなければならないものとした。（第五九条の五の四第七項関係）

三　施行期日等に関する事項

1　この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）の施行の日（平成二九年六月一日）から施行するものとした。

2　一の1による改正後の公職選挙法施行令第一四条第一項の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以下同じ。）がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第一項関係）

3　二による改正後の公職選挙法施行令の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第六項関係）

◇二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（条約第一二号）（外務省）

この条約は、船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、最小にし、及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施することを約束する。（第二条関係）

2　適用

㈠　この条約は、締約国を旗国とする船舶及び締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているものについて適用する。（第三条1関係）

㈡　この条約は、バラスト水を積載するように設計されておらず、又は建造されていない船舶、一の締約国の船舶であって当該締約国又は他の締約国の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの、一の締約国の管轄の下にある水域及び公海においてのみ運航されている船舶並びに軍艦等及び国が所有する非商業的業務に従事する船舶については、適用しない。（第三条2関係）

3　締約国は、この条約が適用される船舶であって、自国を旗国とするもの又は自国の権限の下で運航されているものがこの条約に定める要件に適合するよう要求し、並びにこれらの船舶が当該要件に適合することを確保するため効果的な措置をとる。（第四条関係）

4　締約国は、バラスト・タンクの洗浄又は修理が行われる港及び係留施設であって当該締約国が指定するものにおいて、沈殿物を受け入れるための十分な施設が、ＩＭＯが作成する指針を考慮して設けられることを確保することを約束する。（第五条関係）

5　締約国は、単独で又は共同して、バラスト水管理に関する科学的及び技術的研究を促進し、及び容易にすること並びに自国の管轄の下にある水域においてバラスト水管理の影響を監視することに努める。（第六条関係）

6　締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶であって検査及び証明の対象となるものが附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。（第七条関係）

7　締約国は、この条約の違反について、自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、自国以外の国を旗国とする船舶についてはその管轄権の範囲内で、禁止され、かつ、処罰されるものとする。（第八条関係）

8　この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、国際バラスト水管理証書及びバラスト水記録簿の検査並びにバラスト水の試料採取の監督を受けることがある。（第九条関係）

9　締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する。船舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、船舶の旗国である締約国又は当該船舶が運航する港若しくは沖合の係留施設がある締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、又は排除するための措置をとることができる。（第一〇条関係）

10　締約国は、船舶の監督等を行う際には、船舶を不当に抑留し、又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。（第一二条関係）

11　締約国は、バラスト水管理に関する要件及び手続、バラスト水及び沈殿物の環境上安全な処理のための受入施設の利用可能性及び場所等の情報をＩＭＯに報告するものとし、適当な場合には、他の締約国に対してこれらの情報を利用可能にする。（第一四条関係）

12　船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための規則（附属書関係）

㈠　船舶に対する管理及び規制の要件

(1)　船舶は、バラスト水管理計画を備え、かつ、これを実施するものとする。（Ｂ－一規則関係）

(2)　船舶は、バラスト水記録簿を備えるものとし、当該バラスト水記録簿には、少なくとも付録Ⅱに規定する情報を記載するものとする。（Ｂ－二規則関係）

(3)　附属書Ｄ節に定めるバラスト水管理のための基準の遵守が求められる期限の年等を規定している。（Ｂ－三規則関係）

㈡　バラスト水管理のための基準

(1)　このＤ－一規則の規定に従いバラスト水の交換を実施する船舶は、バラスト水の少なくとも九五パーセントの容積を交換する効率によって実施するものとする。（Ｄ－一規則関係）

(2)　このＤ－二規則の規定に従いバラスト水管理を行う船舶は、最小の寸法が五〇マイクロメートル以上の生物については一立方メートル当たりの生存している生物の数が一〇未満、また、最小の寸法が一〇マイクロメートル以上五〇マイクロメートル未満の生物については一ミリリットル当たりの生存している生物の数が一〇未満のバラスト水を排出するものとし、指標微生物の排出は、一定の濃度を超えないものとする。（Ｄ－二規則関係）

㈢　バラスト水管理のための検査及び証明の要件

(1)　この条約が適用される総トン数四〇〇トン以上の船舶は、船舶の就航前又は国際バラスト水管理証書が初めて発給される前に行われる最初の検査、更新検査、中間検査、年次検査等を受ける。（Ｅ－一規則関係）

(2)　締約国は、Ｅ－一規則の規定による検査の完了後同規則の規定が適用される船舶に国際バラスト水管理証書が発給されるよう確保する。締約国の権限に基づいて発給される同証書は、他の締約国によって認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する同証書と同一の効力を有するものとみなされる。（Ｅ－二規則関係）